

球磨村買取型災害公営住宅整備事業（渡地区）

参加表明に関する質問への回答・公表

【最終】

参加表明に関する質問について、以下のとおり、回答いたします。

質問	回答	備考
別紙のようにグループ企業体として工事を請負、引渡しております。設計事業者、工事管理者としても提出は可能でしょうか。ご指示下さい。（別添資料有り）	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ企業体として設計・施工を請負っている場合、一般的に施工を担っている構成員は、設計事業者、工事監理事業者の参加資格要件の実績として認められません。 ・実績として提案予定の場合、業務として担い実施したことが明確かつ容易に判断出来る資料をもとに、別途相談して下さい。 	渡
設計業者参加資格の2000 m ² 以上の床面積の実績は確認申請上の面積でしょうか？実際の床面積でしょうか？（例えば屋外階段も含めた面積等）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の延べ面積となります。 	渡
6) 同一応募者が行った2以上の応募一勝地地区への応募1件、渡地区への応募1件は可能でしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。 	渡
施工者建設共同企業体で参加する場合は全て県ランクA1が条件でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全て県ランクA1が必要です。 	渡
（1）建設事業者の3）で建築工事一式と渡地区も一勝地地区もなっていますが建設事業者が複数の場合は、全てA1等級でしょうか、又はA1と人吉・球磨の他のランクの組み合わせは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全てA1等級が必要です。 	渡

球磨村買取型災害公営住宅整備事業（渡地区）

参加表明に関する質問への回答・公表

【最終】

参加表明に関する質問について、以下のとおり、回答いたします。

質問	回答	備考
<p>設計事業者、工事監理事業者を複数事業者で構成する場合、注3にある実績が確認できる書類について、仮に実績とみなされないと判断される企業があったとしても1社でも満たしている場合は、連合体の参加表明書としての実績について「参加資格有り」と判断されると考えて宜しいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業者が各要件を満たす必要があります。 ・1社でも満たしていない場合は参加資格審査で失格となります。 	
<p>注1にある事務所登録通知書コピーは、設計事業者及び工事監理事業者の両方の構成事業者となる場合は、同じものをP16（設計事業者）、P17（工事監理事業者）のそれぞれ後に添付する必要がありますか、又は、どちらか片方に添付で宜しいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両方に添付して下さい。 	
<p>3)の条件について 庁舎新築工事：PC+RC+S造、地上6階/地下1階 延床面積21,932.2㎡の基本設計業務は実績とみなすことができるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計業務は、設計実績とはなりません。 	
<p>参加表明書に添付する（様式2-2）～（様式2-9）の右上欄の「参加者番号：」には記入が必要でしょうか。ご指示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が記載しますので記入の必要はありません。 	

球磨村買取型災害公営住宅整備事業（渡地区）

参加表明に関する質問への回答・公表

【最終】

参加表明に関する質問について、以下のとおり、回答いたします。

質問	回答	備考
委任状について、連合体構成事業者欄に「代表企業者」も記名押印が必要でしょうか。それとも「代表事業者」は連合体構成事業者欄には記名押印は不要でしょうか。ご指示願います。	・代表事業者も連合体構成事業者の構成員として記名押印をして下さい。	
設計業務の完了日がH23年10月1日から令和3年9月30日の間であればよろしいでしょうか。	・よいです。	
既存改修+新築（増築）の設計は実績に該当しますか。	・新築を対象とします。	
監理業務の完了日がH23年10月1日から令和3年9月30日の間であればよろしいでしょうか。	・よいです。	
工事監理の実績は新築以外でもよろしいでしょうか。	・新築を対象とします。	
数社で設計事業者と監理事業者を構成する場合、審査にて実績が確認できなかった事業者があった場合、参加資格要件をみたく事業者が1社あればよろしいでしょうか。	・全事業者が各要件を満たす必要があります。 ・1社でも満たしていない場合は参加資格審査で失格となります。	
実績の欄が3件分ありますが、1件記入でもよろしいでしょうか。3つある理由も教えて頂けますか。	・1件以上の記入をお願いします。 ・応募者による業務の実績判断（適否）の誤りを補うため、3件分の実績記入欄を設定しました。そのうち1件でも実績を満たせば実績有とします。	